

通知用の封筒に

広告を掲載しませんか

問い合わせは **こども課** ☎ 220-5701

児童手当現況届勧奨通知用の封筒裏面に掲載する有料広告を募集します。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

掲載スペース＝児童手当現況届勧奨通知用封筒裏面の縦100mm×横180mm以内

対象＝企業など

使用予定＝5月31日(金)に約2万6,000部を送付

掲載決定方法＝入札(最低価格12万円)

申し込み＝3月28日(木)までに所定の用紙に記入し、広告デザイン原稿を添えて前橋保健センター内こども課へ直接



嶺公園に造成した

墓地を分譲します

問い合わせは **公園緑地課** ☎ 898-6845

嶺公園移転墓地内に造成したA型洋式墓地(5.0㎡)とA型和式墓地(5.0㎡)の分譲を行います。

対象＝次の全てを満たす人。①本市の住民で遺骨を持っている②他に墓地を持っていない③永代使用料などを期日までに納付できる④使用許可後、3年以内に規格に合った墓碑などを設置できる⑤申込者本人が使用する

種別＝①A型洋式墓地(カロート付き)、107区画 ②A型和式墓地、24区画(各先着)

分譲価格＝①は50万9,000円②は30万円

年間管理料＝3,150円

用意する物＝火(埋)葬許可証か改葬許可証、申請者と申込者が違う場合は両者の関係が分かる戸籍謄本、印鑑など

申し込み＝4月11日(木)に市役所11階南会議室(12日(金)以降は市役所公園緑地課)へ直接

市内全ての防犯灯

省電力のLEDに交換

6月末までに、自治会が管理する市内全ての防犯灯を蛍光灯からLED灯に交換します。付け替え工事は細心の注意を払って行いますが、工事を行っている付近を通行する際はご注意ください。

問い合わせは **危機管理室** ☎ 898-5839

また、私有地内に設置された防犯灯が、樹木の枝などで覆われ照明効果が妨げられている場合、土地の所有者は枝の剪定を^{せんでい}お願いします。ご協力ください。

買い物や子育てに便利

住吉第一団地の入居者を募集

問い合わせは **建築住宅課** ☎ 898-6833

特別市営住宅「住吉第一団地」(住吉町一丁目)の入居者を募集します。中心市街地へのアクセスが良く、買い物や子育てに便利です。部屋を見学したい人は事前に連絡をお願いします。

■概要

構造など＝鉄骨鉄筋コンクリート造10階建てでエレベーター付

間取り・面積＝〈①Aタイプ〉3DK、59.80㎡ 〈②Bタイプ〉3DK、64.50㎡

家賃・募集戸数＝①は5万600円、先着3戸②は5万3,300円、先着1戸

設備＝エアコン2台、洗面化粧台、温水洗浄便座、モニター付インターホン、ユニットバス

入居資格＝不動産を所有せず基準月収額が15万8,000円以上48万7,000円以下で、2人以上の世帯など。詳しくは問い合わせてください。

申し込み＝市役所建築住宅課へ直接

■子育て・新婚世帯に助成金

子育て世帯や新婚世帯が入居する場合には、家賃や家具購入の補助制度があります。詳しくは問い合わせてください。

対象＝〈①子育て〉小学校入学前の子を養育している世帯 〈②新婚〉夫婦ともに40歳以下で、助成金交付申請前3カ月以内に結婚した世帯

補助内容＝①は家賃月額1万円を補助(上限連続60月)②は家具購入費を補助(上限10万円)



新婚夫婦や子育て世帯にぴったり



設備が整いすぐに暮らし始められます

エコで快適

低速電動バスがまちなかを試走

問い合わせは **商工会議所** ☎ 234-5100

3月23日(土)と24日(日)、低速電動コミュニティバスが中心市街地を走ります。このバスは群馬大と北関東産官学研究会が共同で開発した、電気で動く環境に優しいバスです。無料で乗車できますので、ぜひ、乗ってみてください。

日時＝3月23日(土)・24日(日)、午前10時～午後4時。

20分～30分間隔で運行

乗降場所＝前橋プラザ元気21

北、Qの広場前、スズラン前、

中央イベント広場前、片原通り



消費者の豆知識

訪問購入(押し買い)のトラブル

事例 「不要な貴金属はないですか」と男性が訪ねて来ました。ないと断ったのに、「何でもいいから出せ」と居座られたので、仕方なく手元にあった指輪を渡しました。買い取り費用として5,000円を受け取りましたが、後悔しています。

回答 これは、アクセサリや着物を強引に安い値段で買い取っていく「押し買い」のトラブルです。突然の訪問で冷静な判断ができないまま買い取られてしまうケースもあります。これまでは品物を渡してしまうと取り返せず、被害回復が困難でした。

このようなトラブルを防ぐため、特定商取引法が改正され「訪問購入」が規制の対象に。原則、消費者から要請がなければ、業者は訪問できなくなりました。また、断った人に再度の勧誘はできません。消費者は、契約書面を受け取ってから8日間(クーリング・オフ期間)は、商品の引き渡しを拒むことができ、渡してしまっても解約・返品を主張できます。

問い合わせは **消費生活センター** ☎ 230-1755